

中心市街地の活性化を図るための基本的な方針の一部変更について

〔 令和 8 年 月 日 〕
〔 閣 議 決 定 案 〕

中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 8 条第 6 項の規定に基づき、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（平成 18 年 9 月 8 日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

前文中「令和元年 12 月 20 日に閣議決定された第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における「まち・ひと・しごとの創生に向けた政策 5 原則」を「令和 7 年 12 月 23 日に閣議決定された「地方創生に関する総合戦略」」に改める。

第 1 章 1 中「期待される。」の次に次のように加える。

特に今後は、「都市の利便性」と「地方の豊かさ」両面のポテンシャルを持つ「まちなか」を魅力あふれるものとするのが地方創生の重要課題であるとする「地方創生」の観点、歴史・文化等を有し、一定の官民ストックが集積して効率的な再投資が可能となる「まちなか」の再生を最優先に考えることを重要視し、地域全体の発展を牽引する役割が期待される「地域経済の持続的発展」の観点、地域住民等が愛着を持ち人々の「居場所」として包摂性や多様性を有する「まちなか」をつくり上げる先に、地方都市のあるべき姿が実現するという「包摂性・多様性」の観点を重視したまちづくりを進めていくことが重要である。

第 1 章 1 中「歩いて暮らせる」を「居心地が良く歩きたくなる」に改める。

第 2 章 1 中「人の交流の活性化や Society5.0 の実現に向けた未来技術等の活用といった社会経済情勢の変化と進展等に対応した取組、まちのストックや地域資源・チャンスを活かす取組及び民間との連携や人材の確保・育成を強化する取組」を「目指すべき地域の個性をいかした都市像を踏まえた取組、リノベーション等まちのストックを活かす取組、起業・創業によるチャレンジの場とイノベーション創出環境を形成する取組、多様な人を包摂する生活・暮らしの場として充実させる取組や地域経済の好循環・相乗効果を生み出すことでまちの付加価値を高める取組」に改める。

第 2 章 1 中「運用を行う。」の次に次のように加える。

くわえて、各地域の多様なステークホルダー間の交流・連携及び情報の発信・共有の場として立ち上げた「中心市街地活性化プラットフォーム」において、中心市街地

の活性化への機運醸成及び好事例の横展開を強力に推進し、ステークホルダーのネットワーク形成や相互の研鑽・交流促進を行う。

第2章4(2)中「添付するものとする。」の次に次のように加える。

法第9条第3項第1号で定める中心市街地の活性化に関する基本的な方針を定める場合は、目指すべき地域の個性をいかした都市像を踏まえた方針とするものとする。

第8章2(3)②中「法第7条第11項」を「法第7条第10項」に改める。

第8章2(4)②b)中「法第7条第11項第4号イ」を「法第7条第10項第4号イ」に改める。

第9章1(2)中「都市再生特別措置法及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を「都市再生特別措置法や地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「地域交通法」という。）」に改める。

第10章1中「歩いて暮らせる」を「居心地が良く歩きたくなる」に改める。

第10章3中「必要である。」の次に次のように加える。

その際、オフィス、研究施設などの業務機能をはじめとした様々な機能を集積させることにより「稼ぐ力」、「イノベーション」、「地域の活力・にぎわい」等を創出することや、まちの顔にふさわしい民間都市開発プロジェクトの促進、歴史まちづくりなど地域資源の保全・活用、公共空間等の更なる利活用による居心地が良く歩きたくなる空間の形成、多様な主体の参画によるエリアマネジメントなどを図り、地域の核となるまちを育てていく取組を推進することが望ましい。

第12章2中「地域公共交通網形成計画」を「地域交通法に基づく地域公共交通計画」に改める。